様式第1号

埼玉県土地開発公社建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

上福岡駅東口駅前広場整備事業代替地解体工事について、下記のとおり総合評価方式による一般競争入札を行うので、埼玉県土地開発公社財務規程第 74 条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱の規定によるものとする。

令和 8 年10月22日

埼玉県土地開発公社理事長　高橋　厚夫

記

1 入札対象工事				
(1)工事名	上福岡駅東口駅前広場整備事業代替地解体工事			
(2)工事場所	ふじみ野市上福岡一丁目6－2			
(3)工事期間	契約確定の日から令和9年3月31日まで			
(4)設計金額	入札執行後に公表する。			
(5)工事概要	ア　目的 本工事は、上福岡駅東口駅前広場整備代替地に建つ旧三井住友銀行上福岡支店（事務所）の解体を行う工事である。 イ　工事内容 以下の建築物等の解体 ・旧三井住友銀行上福岡支店（事務所） 鉄筋コンクリート造　地上3階建て1棟　延べ面積　1,038㎡ 基礎杭（PC 杭）φ300　杭長5m　34本 φ350　杭長5m　13本 アスベスト撤去　カーテンウォール裏打ち（プロベスト、レベル 1） 煙突内部（カポスタック、レベル 2） 屋上防水、外壁塗装、屋内天井材、壁仕上材（レベル 3） ・付帯施設 発電機設備（85kva,低圧切替盤 75kva×1）、 受変電設備（動力 100kva×1,電灯 75kva×1）、 地中オイルタンク（1,000L）、受水槽（地上据置、1.5m3）、浄化槽（70 人層）、 駐輪場他 ・外構			
(6)業種名及び工事	業種名	解体工事業	工事分類名	解体工事

分類名				
(7)その他	本工事は、国又は地方公共団体との請負契約による施工実績があること。 施工実績については、資格審査時に以下の各資料等により確認する。なお、発注者が必要と判断した場合は、確認資料の追加等を求める場合がある。 ア　工事概要又は施工数量がわかる図書(契約書等に記載があれば不要)			
2 落札者の決定方法	本件入札は、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社建設工事請負一般競争入札(事後審査型)執行要綱に基づき、以下のとおり落札者を決定する。 (1)総合評価方式により落札候補者を決定する。 (2)総合評価方式については次のとおりである。総合評価方式の実施については、「埼玉県土地開発公社総合評価方式活用ガイドライン」、「埼玉県道路公社建設工事低入札価格調査制度実施要領」(以下「低入札価格調査制度実施要領」という。)及び「総合評価方式に係る入札説明書」による。 ア　方式 簡易型　評価項目選択型(自己採点方式) イ　評価値の算出方法 除算方式 (3)入札金額と自己採点の点数による評価値が最も高い者を落札候補者と見なし、当該落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査及び総合評価の技術資料の評価(以下「審査及び評価」という。)を行う。 ただし、当該落札候補者に対する入札参加資格の有無及び総合評価の技術評価点を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し審査及び評価に必要な資料の提出を依頼する場合がある。 (4)落札候補者について審査及び評価の結果、入札参加資格を満たすこと、かつ、評価値が最高点であることが確認されたら、落札者として決定する。落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。			
3 入札手続の方法	本件入札は、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社建設工事請負一般競争入札(事後審査型)執行要綱の規定による。			
4 設計図書等	設計図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、埼玉県土地開発公社(以下「公社」という。)ホームページに掲載する。			
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和8年10月23日(金) 9時00分から 令和8年11月13日(金) 17時00分まで			
	入札参加を希望する者は、上に示す期間内に競争参加資格確認申請書(様式第1号)(以下「確認申請書」という。)を郵送にて公社総務担当に提出すること。(別紙「郵送・電子メールによる入札方法」参照) 提出書類が期日までに到着したものを提出とみなす。なお、郵送に係る費用は入札参加を希望する者の負担とする。 また、郵送事故等による未到着の場合、入札参加を希望しないものとみなす。			
6 設計図書等に関す	令和8年10月23日(金) 9時00分から			

る質問	令和8年11月 6日（金） 15時00分まで
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問書を公社総務担当に電子メールにて提出すること。（別紙「郵送・電子メールによる入札方法」参照） 質問書の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。 添付資料は、発注者から提供した様式を使用して作成すること。なお、公社の電子メールシステムの不具合など公社の責任によらない理由で期日までに提出が確認できない質問や質問期間外の質問は、受付けないものとする。
7 質問に対する回答	令和8年11月10日（火） 16時00分
	質問に対する回答は、上に示す日時までに公社ホームページに掲載する。 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。
8 入札書の提出期間	(1)提出方法 入札書の提出期間に有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で入札書を郵送にて提出すること。（別紙「郵送・電子メールによる入札方法」参照） なお、郵送に係る費用は入札参加を希望する者の負担とする。 また、郵送事故等による未到着の場合や到着が提出期日を過ぎた場合、入札に参加しないものとみなす。 (2)提出期間 令和8年11月16日（月） 9時00分から 令和8年11月25日（水） 15時00分まで（必着）
9 開札日時	令和8年11月26日（木） 10時00分
10 入札に参加できる者の形態	単体企業
11 入札に参加する者に必要な資格	
(1)建設業の許可	解体工事業
	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。
(2)資格者名簿への登載	令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、上記「(1)建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあっては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けてい

<table>
<tr><td></td><td colspan="4">ること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(3)工事成績</td><td>業種</td><td>解体工事業</td><td>点数</td><td>65点以上</td></tr>
<tr><td colspan="4">令和6年度及び令和7年度に完成した埼玉県発注工事のうち、上に示す業種の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても上に示す点数以上の者であること。
ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(4)所在地</td><td colspan="2">本店又は主たる営業所</td><td colspan="2">さいたま県土整備事務所①・②、朝霞県土整備事務所、川越県土整備事務所①・②、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所及び北本県土整備事務所管内</td></tr>
<tr><td colspan="4">資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。</td></tr>
<tr><td>(5)格付</td><td>業種</td><td>解体工事業</td><td>格付</td><td>A級</td></tr>
<tr><td>(6)施工実績</td><td colspan="4">国又は地方公共団体等との請負契約
建築物の解体工事1回の契約金額が8千万円以上の解体工事
契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公告日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む)又は地方公共団体(施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む)との請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。
なお、上記の施工実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。
なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額(特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。)とする。
JV構成員の契約額＝JV契約額×出資割合
(JV実績の計算例)
5億円の橋梁耐震補強工事を代表構成員(出資比率70%)、その他の構成員(出資比率30%)で施工した場合
代表構成員の実績　5億円×70/(70+30)＝3.5億円
その他構成員の実績 5億円×30/(70+30)＝1.5億円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(7)配置予定の技術者</td><td>資格</td><td colspan="3">建設業法に規定された資格</td></tr>
<tr><td>経験</td><td colspan="3">問わない</td></tr>
<tr><td colspan="4">ア　入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者(以下、「監理技術者等」という。)として配置するこ</td></tr>
</table>

	と。 イ　専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「5 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。 ウ　配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。 エ　落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。 オ　本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の対象とする。 カ　本工事は、建設業法第 26 条第3項第1号、第2号の規定の適用を受ける監理技術者等の配置は認めない。 キ　低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者の取扱いについては、低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき、以下のとおりとする。 （ア） 上記のア及びオに係わらず、専任でなければならない。 （イ） 現場代理人との兼務を認めない。 （ウ） 監理技術者等とは別に同等の資格を有する追加技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。共同企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を求めるものとする。 （エ） 追加技術者は、現場代理人との兼務を認めない。 （オ） 追加技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「5競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、追加技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。
(8)現場代理人	ア　本工事は埼玉県の「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和しない。 イ　受注者は、工事着手日について契約締結後に発注者と協議することができる。 ウ　低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約する工事は「常駐を要しない期間」及び「常駐を要する期間」のいずれにおいても常駐規定を緩和しない。
(9)その他の参加資格	ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167 条の4の規定に該当しない者であること。 イ　埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）（以下、「財務規則」という。）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審

	査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。 エ　解体工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、本件入札に係る請負代金額が5百万円（建築一式工事にあっては1千5百万円）未満の場合はこの限りでない。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記ウただし書きに該当する者にあっては、手続開始決定日以降のものであること。 オ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。 カ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 キ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 ク　入札公告日において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。 ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。 なお、建設工事共同企業体にあっては、全ての構成員について上記要件を満たすこと。
12 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく調査基準価格	設定する。 調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札候補者とするか否かを決定する。低価格入札者は低入札価格調査に協力しなければならない。低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等に代わる申出書を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。 また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。
12-2 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく失格基準価格	設定する。 失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札候補者としない。
12-3 低入札価格調査制度実施要領の規	設定する。 数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札候補者としない。

定に基づく数値的判断	
12-4 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく工事成績判断基準	設定する。 工事成績判断基準に満たない者が調査基準価格を下回る入札を行った場合は、落札候補者としない。
13 入札保証金	埼玉県土地開発公社財務規程第74条により適用する財務規則第 93 条による。 ただし、入札する場合において、発注者、種類、規模、時期、回数を問わず、資格者名簿に登載された入札参加者の「申請事業所」における契約を誠実に履行した実績を有する場合には、契約を締結しないこととなるおそれがないと認め、原則として入札保証金を免除する。 「申請事業所」が「本店又は主たる営業所」以外で、11(6)を満たす施工実績が「申請事業所」における契約以外のものの場合は、「申請事業所」における契約を誠実に履行した実績に係る、コリンズ(一般財団法人日本建設情報総合センター)の登録内容確認書の写し、又は該当契約書の写し及び工事完成検査結果通知等、履行を証明するものの写しを、落札候補者となったときに提出する一般競争入札参加資格等確認申請書に添付すること。 「申請事業所」における契約を誠実に履行した実績を有していない場合は、落札候補者となったとき以降に、発注者の指示に従って、入札保証金を納付すること。
14 契約保証金	(1) 落札者は契約金額の 10 分の1以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。 ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき、契約金額の 10 分の3以上とする。 (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(ウにあっては、保証金額)と同額とする。 ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第3条の金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第2条第4項の保証事業会社をいう。)の保証 (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と公社を債権者とする工事履行保証契約を締結した者 (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、

	還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
15 支払条件	
(1)前金払	する(その額は契約金額の 40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。 ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき、契約金額の 20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。
(2)中間前金払	しない。
(3)部分払	しない。
16 現場見学会	開催する。 (1)開催日 別紙「現地見学会参加申込書」を送付した者に公社で指定する以下の日を電子メールで連絡する。 令和8年10月30日(金)・令和8年11月2日(月)・予備日令和8年11月4日(水) (2)開催時間 別紙「現地見学会参加申込書」を送付した者に電子メールで連絡する。 (3)集合場所 埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目6－2(現地駐車場) (4)見学内容 現地状況、工事範囲及び条件の確認 (5)参加資格 入札参加資格を有し、事前に参加申込を行った者(1者あたり2名以内) (6)申込方法及び期限 別紙「現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、令和8年10月28日(水)15時までに、公社総務担当あて電子メールで提出すること。 (7)留意事項 ・参加日・時間は受付順に指定する。見学時間は45分以内とする。 ・解体建物内の見学は自由見学とする。 ・見学回数は期間内に 1 回とする。 ・現地会場での質疑は受付けない。 ・車での来場可(現地敷地内に 1 台分の駐車場を用意。ただし、駐車時間は見学時間を含み45分以内。) ・対象建築物等内外の写真撮影は申込書記載の条件に同意が必要。 ・当日は、申込書紙面(押印有)及び参加者の名刺を提出すること。 ・当該施設のトイレは利用できないため、事前にトイレをお済ませの上、御参加ください。
17 契約の時期	落札決定後速やかに契約を締結する。なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条に規定する入札参加停止措置を

	受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。
18 入札に関する注意事項	
(1)入札の執行	ア 競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 イ 1者入札であっても入札を執行する。
(2)入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
(3)提出書類	ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）、総合評価自己採点申請書及び低入札価格調査に係る事前申出書（同一ファイルでシートが分かれている様式）の提出は初度入札の入札書提出の際に添付すること。 イ 落札候補者は、自己採点申請書の根拠となる技術資料を提出すること。 ウ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。 エ 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得標準様式第18号により通知すること。
(4)入札回数	ア 再度入札は3回までとする。 ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
(5)入札の辞退	入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取り扱うものとする。 ア 入札執行前にあっては、入札辞退届けを提出させる。 イ 入札執行中にあっては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。
(6)独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。
(7)くじ	評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより、落札候補者を決定する。（別紙「郵送・電子メールによる入札方法）参照）
(8)入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者

	がした入札 ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 カ 談合その他不正行為があったと認められる入札 キ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 ケ 次に掲げる入札をした者がした入札 （ア） 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの （イ） 代理人で委任状を提出しない者がしたもの （ウ） 他人の代理を兼ねた者がしたもの （エ） 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの コ その他公告に示す事項に反した者がした入札
19 その他	(1) 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得を熟知の上、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社建設工事請負一般競争入札（事後審査型）執行要綱に基づき入札に参加すること。 (2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。 (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。 (4) 入札参加資格がないとされた理由及び総合評価方式による入札において落札者とならなかった理由に不服があるときは、埼玉県建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領に基づき、公社に苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (5) 入札参加者は、(4)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (6) 落札者との契約は、埼玉県建設工事標準請負契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。 なお、契約約款は埼玉県のホームページ（入札課）に掲載している。
20 この公告に関する問い合わせ先	〒330－0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目6番5号 埼玉県浦和合同庁舎4階 埼玉県土地開発公社 総務担当 TEL048-829-2341

	メールアドレス　stk@sld.or.jp